

お知らせ



長野県道路交通法施行細則の一部改正 長野県警察

平成26年7月1日施行



自転車等の傘差し運転等の禁止！

第14条第13号・第14号関係

傘差しや、物を持つなど車両の安定を害するおそれのある運転が禁止されました。

今回禁止となる行為



① 傘を差して、
自転車等を運転すること



② 物を持つなど、
車両の安定を害するおそれのある
方法で自転車等を運転すること

※自転車等とは、自転車その他、大型自動二輪車・普通自動二輪車、原動機付自転車です。

○違反をした場合は「公安委員会遵守事項違反」となります。



罰則 5万円以下の罰金

反則金 二輪車 6000円 原付 5000円

自転車の傘差し運転はこんなにも危険！



片手運転

前方不注視

バランス崩す

衝突・転倒

危険!!

○傘を差しながら自転車を運転
しますと、片手運転で不安定
となり、転倒や交通事故を起
こす危険性があるのでやめて
ください。

○自転車と歩行者が衝突すると
自転車が加害者となってしま
います。

交通事故防止